

令和5年度 緑化啓発イベント事業 留意事項

- 1 本事業の財源は、多くの団体、企業及び一般県民から寄せられた「緑の募金」が当てられていることから、市町村等（市町村、各種団体及び実行委員会等）が、地域住民に対して行う森林・緑環境の造成等に係る緑化啓発イベントか、その他、市町村等の行事にあつて当該事業を取り入れる場合は、緑化啓発に関連する内容（例えば苗木配布・緑の募金・横断幕等）を必ず取り込み、その写真を提出いただくこととなります。
- 1 補助額は、緑化啓発に関連する内容にかかる原材料費の1/2以内で、かつ40万円以内を限度として理事長が定める額とします。高価な副賞、飲食費、特定の人への配布物品、看護師謝金など直接経費と見なせない経費は、助成の対象となりません。また多額の繰越金や内部留保金がある場合は、減額することがあります。記念植樹の苗木は、樹高2m以下で1本3万円（税別）以内とします。通年のイベントは対象外で、集客は概ね100名以上とします。
- 3 事業経費の積算は、「緑化啓発イベント事業実施要領」第4に基づく提出資料の事業計画書（様式-2）及び収支予算書（様式-3）で積算根拠を明確にして下さい。
- 4 実績報告書の提出時には緑化啓発イベントに要した経費の領収書の写しを添付して下さい。
- 5 緑の募金事業認定申請書の提出にあたっては申請書の下部余白に担当者名と連絡先の電話番号、FAX番号等を記載して下さい。また、イベント概要がわかる広報チラシなども提出して下さい。
なお、申請者が団体の場合は、規約と役員名簿を添付して下さい。

必ず実施していただく事項

1. （公財）奈良県緑化推進協会の事業として広く周知すること。
2. イベント実施期間中は「緑の募金活動」を実施すること。